

《税制改正研修会》のご案内

令和8年度税制改正に関する「所得税法等の一部を改正する法律」「地方税法等の一部を改正する法律」が国会で成立し、公布・施行されました。

法人税関係では、強い経済の実現に向けた対応として「特定生産性向上設備等投資促進税制」が創設されるほか、物価高を上回る安定的な賃上げの定着に向け「賃上げ促進税制」が見直されました。また、企業が試験研究費の額を増加させるインセンティブを強化するため「研究開発税制」が見直され、特にAI・量子・バイオ等の戦略技術分野への投資を促すために「戦略技術領域型」が創設されました。

資産税関係では、「法人版事業承継税制における特例承継計画の提出期限の延長」が行われたほか、評価の適正化及び課税の公平を図る観点から「相続等の財産評価の適正化」が講じられます。

本研修会は、今後の会社運営に役立てていただけるよう法人会会員に関係のある項目をコンパクトにわかりやすく解説いたします。

〈日 時〉 令和8年7月22日(水) 13:30~15:30
〈会 場〉 サンプリエール 長崎市元船町2番4号 TEL822-3390
〈講 師〉 近藤 泰彰 (コンドウ ヤスアキ) 税理士
〈定 員〉 140名 (先着順)
〈受講料〉 無料

- ◆会員以外の方もご参加いただけます。
- ◆参加希望の方は、下記の申込書をご記入頂きFAXまたはホームページでお申込み下さい。(受講票等は発行いたしません。)
- ◆会場の駐車場は限りがありますので、公共交通機関をご利用下さい。

長崎法人会 宛 / FAX 828-0419

| | | | |
|------|----------|--|-----------|
| 事業所名 | (会員・非会員) | | 参加人員 名 |
| TEL | FAX | | |

申込先

公益社団法人 長崎法人会

〒850-0031 長崎市桜町5-3 大同生命長崎ビル6階

TEL 095-825-8091

長崎法人会

検索